

税の申告にはマイナンバー(12桁)の記載が必要です

問合せ：税務課 町民税担当 ☎ 991-1833

平成28年分以降の町民税、所得税・復興特別所得税の申告書の提出の際には、

- ▶マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は…マイナンバーカードのコピー(両面)
- ▶マイナンバーカードをお持ちでない方は…通知カードのコピー+運転免許証やパスポートなどの本人確認書類のコピー
- ▶控除対象配偶者又は扶養親族がいる方は…控除対象配偶者又は扶養親族のマイナンバーカード又は通知カードのコピー

確定申告はイオンレイクタウンkaze3階「イオンホール」で！

問合せ：越谷税務署 ☎ 048-965-8111

所得税・復興特別所得税、消費税、贈与税の確定申告

平成28年分の所得税・復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付を次のとおり行います。

越谷税務署の確定申告会場

日 時		会 場
2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後4時	イオンレイクタウンkaze 3階イオンホール
休日受付	2月19日(日)・26日(日) 午前9時～午後4時	

※2月16日(木)から3月15日(水)までは、越谷税務署庁舎では確定申告の申告相談は行っていません。

※イオンレイクタウン会場での受付は、午前9時以降、3階イオンホール入口で行います。

確定申告が必要な方

- ▶事業を行っている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成28年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額をもとに算出した税額から、税額控除額を差し引いて残額のある方
※事業所得、不動産所得や山林所得があって、確定申告をする方は、「収支内訳書」(青色申告者は「青色申告決算書」)を添付しなければなりません。
- ▶給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方
 - ・給与の年収が2千万円を超える方
 - ・2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - ・給与の支払いを受けている方で給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 - ・同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方など詳しくは、国税庁のホームページで確認されるか、越谷税務署にお問い合わせください。

申告すれば所得税・復興特別所得税が戻る方

次のような場合は、確定申告書を提出することによって、源泉徴収された所得税・復興特別所得税が還付されることがあります。この場合、申告者名義の金融機関の口座番号が必要となります。

- ▶給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった方

年金収入がある方

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。(この場合であっても、所得税・復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。)

※所得税・復興特別所得税の確定申告を必要としない場合であっても、町民税の申告が必要な場合があります。

申告期限など

【申告期限と納期限】

- ・所得税・復興特別所得税、贈与税
平成29年3月15日(水)
- ・個人事業者の方の消費税・地方消費税
平成29年3月31日(金)

【振替納税の口座振替日】

- ・所得税・復興特別所得税
平成29年4月20日(木)
- ・個人事業者の方の消費税・地方消費税
平成29年4月25日(火)

確定申告書を自宅等で作成し、作成した申告書は「印刷」「郵送」が便利です。

詳しくは国税庁のホームページ
(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。